

# 山梨県公報

号外第九号

令和二年

二月二十七日

木曜日

## 目次

### 規則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(免許に係る建築実務の経験の内容)

**第三条** 法第四条第四項第二号及び第四号の建築実務の経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

(免許の申請)

**第三条の二** 二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一号様式による免許申請書に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第二十九条第一項の規定により同項第一号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第三項の規定により法第十五条各号のいずれかに該当することを証する書類を指定試験機関(法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者をいう。以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と第一号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号から第六号

まで(第二十九条第三項の規定により法第十五条各号のいずれかに該当することを証する書類を指定試験機関に提出した場合にあつては、第三号から第五号まで)に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

四 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

五 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

六 法第四条第四項第二号又は第四号に該当する者にあつては、第一号様式の二による実務の経験を記載した書類(以下この号において「実務経歴書」という。)及び第一号様式の三による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する書類

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一号様式による免許申請書に前項第一号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(第六条の二第二項及び第七条第一項において「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

第五条第三号中「合格証書番号」を「合格番号」に改める。

第二十一条第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第二十四条中「第三条第一項」を「第三条の二第一項及び第二項」に改め、「これらの規定」の下に「（第三条の二第二項を除く。）」を、「指定登録機関」との下に「、第三条の二第一項中「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と」を加える。

第二十五条の見出し中「建築実務」を「受験資格に係る建築実務」に改め、同条中「第十五条第二号及び第四号の各号にいう」を「第十五条第三号の」に改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

二級建築士試験の学科の試験に合格した者については学科の試験に合格した二級建築士試験（以下この条において「学科合格二級建築士試験」という。）に引き続き行われる次の四回の二級建築士試験のうち二回（学科合格二級建築士試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、三回）の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除し、木造建築士試験の学科の試験に合格した者については学科の試験に合格した木造建築士試験（以下この条において「学科合格木造建築士試験」という。）に引き続き行われる次の四回の木造建築士試験のうち二回（学科合格木造建築士試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、三回）の木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

第二十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十九条第一項中「二級建築士等試験事務」を「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）」に改め、同項第一号イ中「又は第二号」を削り、「もの」を「者」に、「当該各号」を「同号」に改め、同号口中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 法第十五条第二号に該当する者のうち、口に掲げる者以外の者にあつては、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有することを証する書類

ニ 法第十五条第三号に該当する者にあつては、第三条の二第一項第六号に定める

書類

第二十九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「次の各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号」を「第二十七条の規定による学科の試験の免除を受ける者であるときは、前項第一号」に改め、同項各号を削る。

第三十八条第二項中「合格者一覧表」の下に「並びに合格者の受験申込書及び法第十五条各号のいずれかに該当することを証する書類」を加える。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条の2関係)

(表面)

年 月 日

山梨県知事 (指定登録機関) 殿

氏名 印  
(署名)

二級  
木造 建築士免許申請書

二級  
木造 建築士の免許を受けたいので、建築士法施行細則第3条の2第1項に規定する書類を添え、申請します。  
私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	<p>写真</p> <p>1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けること。</p> <p>2 貼り付けた写真は免許証に転写される。</p>
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現住所	〒 電話 ( )			
試験	二級 建築士試験に合格した年 木造		年	
	合格通知書の日付	年 月 日		
	合格番号	号		
登録申請区分	1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務経験 <input type="checkbox"/> 3 建築士法第4条第4項第3号 <input type="checkbox"/> 4 実務経験 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>			
1 学歴により申請する場合のみ記入	学校名	学部・学科名等	入学・卒業等年月日	
			年 月 日入学 年 月 日卒業 (修了)	
			年 月 日入学 年 月 日卒業 (修了)	
2 学歴+実務経験により申請する場合のみ記入	学校名	学部・学科名等	入学・卒業年月日	
			年 月 日入学 年 月 日卒業	
			年 月 日入学 年 月 日卒業	
3 実務経験により申請する場合のみ記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
4 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入	免許の名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(裏面)

欠格事由	<p>1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときはその罪及び刑 _____ (3) あるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 _____年 月 日</p> <p>2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときはその罪及び刑 _____ (3) あるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 _____年 月 日</p> <p>3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときは、その日 _____年 月 日</p> <p>4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで</p> <p>5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/></p>
※自由記入欄	

備考

数字は算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号様式の2 (第3条の2関係)

年 月 日

山梨県知事 (指定登録機関) 殿

氏名 印  
(署名)

実務経歴書

二級 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を次のとおり記載し、併せて第三者が木造  
この実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。

勤務先等				
勤務先 (部課名まで)	所在地 (番地まで)	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容 (建築士法施行細則第3条又は第25条)	
年月～年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容				
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容				
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容				
※自由記入欄				

備考

- 1 数字は算用数字を用い、※印欄は記入しないこと。
- 2 この実務経歴書は勤務先 (自営業を含む。) 毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入すること。
- 3 虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置がなされ、又は登録が認められないことがあります。

第1号様式の3 (第3条の2関係)

実務経歴証明書

年 月 日

山梨県知事 (指定登録機関) 殿

証明者 印  
住所 (所在地)  
電話番号  
免許申請者との関係

次の者が申請した<sup>二級</sup>木造建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違ないことを証明します。

- 1 免許申請者氏名
- 2 建築実務経験
  - (1) 建築実務経験期間の合計： 年 月
  - (2) 建築実務の内容：

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この規則は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正前の第三条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験の学科の試験に合格した者又は同日前に行われた直近二回の木造建築士試験のうちいずれかの木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の第二十七条の規定の適用については、なお従前の例による。